

大津市生活困窮者及び被保護者就労準備支援業務仕様書

1 業務名

大津市生活困窮者及び被保護者就労準備支援業務

2 業務の目的及び概要

本業務は、就労意欲の低下や、就労に必要な実践的な知識・技能等の不足、基本的な生活習慣に課題を有するなど複合的な理由により、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ）及び生活保護受給者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下「被保護者」という。）に対して、一般就労に向けた準備として基礎能力の形成の支援又は就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して実施することで、就労を支援し、就労による自立の促進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約日 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 対象者

本業務における支援の対象者は、以下（1）（2）のいずれかに該当する者とする。

（1）生活困窮者

以下のいずれかの要件に該当するものとする。

① 次のいずれにも該当する者

ア 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の大津市市税条例第29条第2項で規定する金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下である。

イ 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下である。

② 前号に該当する者に準ずる者として次のいずれかに該当するものであること。

ア 前号ア又はイに規定する額のうち把握することが困難なものがあること。

イ 前号に該当しない者であって、前号ア又はイに該当するものとなるおそれがあること。

ウ 市長が本事業による支援が必要と認める者であること。

（2）被保護者

保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のために就労が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者をいう。）であって、日常生活習慣、基礎技能等を修得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者とする。

5 業務内容

本業務は、下記の対象者に対し、「生活困窮者自立支援制度に関する手引き（令和7年4月1日改正）」に基づき、一般就労に向けた就労準備支援として日常生活自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援等を実施する。

（1）生活困窮者

① 就労準備支援プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、対象者が抱える課題や支援の目標・具体的な内容を記載した就労準備支援プログラムを作成する。就労準備支援プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

② 被保護者就労準備支援事業との連携

生活困窮者就労準備支援事業を受け、支援途中で生活保護受給に至ったとしても、必要に応じて支援の切れ目なく被保護者就労準備支援事業を利用できるよう、普段から連携を行う。

③ 自立相談支援機関との連携

支援に当たっては、自立相談支援機関によるアセスメントやそれに基づく支援方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等、適宜、自立相談支援機関と情報共有し、連携して支援を行う。また、福祉政策課が開催する担当者会議等や自立相談支援機関等が開催する支援調整会議等に出席し、情報共有を行う。

(2) 被保護者

① 就労準備支援プログラム(又はそれに準ずるもの)の作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、対象者が抱える課題や支援の目標・具体的な内容を記載した計画を作成する。計画は、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

② 生活困窮者自立支援事業との連携

被保護者就労準備支援事業を受け、支援途中で生活保護から脱却した際、本人の意思に基づいて自立相談支援機関への連携を図り、必要に応じて支援の切れ目なく就労準備支援事業を利用できるよう連携を行う。

(3) 共通

1) 自立に向けた支援

① 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言・指導等を行う。

② 社会自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

③ 就労自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行う。

2) 本事業の利用促進に係る取組

① 支援メニュー一覧の作成

対象者や自立相談支援機関等への周知に活用するために、本業務における支援メニューの一覧を作成する。

② 社会参加や就労に向けた準備が円滑に進むよう対象者の状況に応じて職場見学等への同行や自宅またはその近隣までの送迎など必要な支援を実施する。

③ その他、利用の促進につながる事業の実施

6 支援の実施期間

(1) 生活困窮者

対象者への支援期間は、1年を超えない期間で対象者の状況に応じて実施する。なお、本事業の利用終了後も一般就労につながらなかったケース等で、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて本事業を利用することが適當と判断されたときは、本事業の再支援を行うものとする。

ただし、対象者の心身の状況、生活の状況、その他の状況を勘案し、市長が認める場合にあっては、1年を超える利用期間とすることも可能である。

(2) 被保護者

対象者への支援期間は、1年を超えない期間で対象者の状況に応じて実施する。なお、本事業の利用終了後も一般就労につがらなかったケース等で、改めて本事業を利用することが適當と判断されたときは、本事業の再支援を行うものとする。

7 就労準備支援担当者

本業務実施にあたり、就労準備支援担当者として専従し、月平均140時間程度の実労働を行うこと。従事する担当者の勤務実績を確認できる書類を作成・備え付け、委託者から求めた場合には、速やかに提出できるようにすること。また、対象者の状況や課題は様々であり、支援方法も多岐にわたることが想定されることから、就労準備支援担当者は、効果的で多様な支援を提供する実績を有するキャリア・コンサルタント、産業カウンセラー等の有資格の実務経験者、若しくは厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者など、本業務を適切に行うことができる者であることとする。（ただし、当分の間は、この限りではないが、本業務等の支援に従事する中で当該研修を受講し修了することが望ましい。）

8 事業実績報告

受託事業者は、本事業の利用実績、対象者の状態の変化・経過、就労先の把握、就労後の定着の把握、就労後に離職した理由等の当月分の支援状況について取りまとめ、実績報告書を作成し、翌月10日までに市へ提出すること。加えて、上半期終了時、年度終了時に支援状況及び支援結果の概要を取りまとめ報告を行うこととし、支援状況の概要は、生活習慣の改善や就労意欲の向上、その他個々の対象者の変化について明示することとする。

※報告内容及び報告方法については、市と協議の上別途定めるものとする。

9 委託料

(1) 支払方法

市は、契約書の頭書に従い、受託事業者からの請求に基づき部分払い（4月～9月分及び10月～翌年3月分の各期間終了後）を行う。

(2) 経費負担

契約金額は、別途決定する。市は、契約金額以外に費用を負担しない。

受託事業者は、生活困窮者に費用の負担を求めてはならない。

10 業務の適正な実施等に関する事項

(1) 再委託の禁止

受託事業者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、予め市の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 守秘義務

受託事業者は、本委託業務執行にあたり知りえた情報を受託期間中及び委託終了後も他に漏らしてはならない。また、個人情報の取り扱いに関しては個人情報保護法及び大津市個人情報保護条例を遵守し、関係機関と個人情報を共有する場合には、対象者へ十分な説明を行い、同意を得ておく等、個人情報の適切な取扱い、書類等の管理を含めたセキュリティの徹底を図ること。

(3) 事故への対応等

本業務を実施するうえで、苦情・トラブル・事故等に関する対応は、原則として受託事業者の責任において行うとともに、市に報告すること。就労体験等を行う際は、受託者の負担にて労災保険に代わる保険制度に加入しなければならない。

(4) 各種通知・照会等への対応・協力

受託事業者は、本業務執行にあたっては契約締結時に作成する仕様書とともに厚生労働省が発出している「就労準備支援事業の手引き」、「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」等の資料や通知の内容を踏まえて業務を実施すること。

また、本業務の執行に関する検査、調査、資料作成の要請や報告依頼があった際には、対応を行うこと。

(5) 法令遵守

受託事業者は、本業務執行にあたって、労働関係諸法令その他関係法令を遵守するとともに、安全衛生面での配慮を行うこと。

(6) 情報開示

市が受託事業者に対し、本業務に関する情報の開示を求めた場合には、受託事業者はこれに協力する義務を負うこととする。

1 1 委託期間終了に伴う引継

受託事業者は、本業務の委託期間が終了するとき又は委託契約が取り消されたときは、次の受託事業者が円滑に業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。ただし、継続して受託事業者となった場合は、この限りではない。

1 2 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義生じた事項については、市と受託事業者の双方で協議して定めるものとする。